



## — 1月の税務 —

### ● 本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
提出先・・・給与の支払者（所轄税務署長）

### ● 1月13日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

### ● 2月2日

- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付  
交付先・・・①所轄税務署長②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（・法人事業所税）・法人住民税）
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

- 9 5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
- 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
- 12 給与支払報告書の提出  
(1) 提出義務者・・・1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者  
(2) 提出先・・・給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
- 13 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

## 【所長コラム】新年明けましておめでとう

ございませう。昨年もお世話になりました。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年12月19日に令和8年の税制改正大綱が発表されました。その一部をご紹介します。

1番のヒトツは昨年3月に話題になった年収の壁が再び見直しされ、178万の壁（所得税）に。また、住宅ローン減税は延長・拡充される見込みです。金融関連ではNISAが18才未満も適用可能になる他、暗号資産（仮想通貨）が株式同様の取り扱いになりそうです。中小企業向けとして少額減価償却資産の取得時一括経費にできる金額が30万未満から40万未満になる等々多岐におたる改正案でした。（中島）

加賀正



## 編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

- |             |        |
|-------------|--------|
| 副所長 税理士     | 柴田 健次  |
| 副所長 税理士     | 平田 保   |
| 副所長 税理士     | 中村 和夫  |
| 副所長 税理士     | 江村 一郎  |
| 副所長 税理士     | 小嶋 正幸  |
| 副所長 税理士     | 工藤 重孝  |
| 副所長 税理士     | 武藤 賢一  |
| 副所長 税理士     | 伊藤 政則  |
| 副所長 税理士     | 篠原 恒夫  |
| 副所長 税理士     | 平澤 悟   |
| 副所長 税理士     | 高山 慶一  |
| 副所長 医療担当    | 加藤 登   |
| 副所長 医療担当    | 岡 伸夫   |
| 副所長 金融担当    | 穂積 一秀  |
| 副所長 金融担当    | 小澤 善昭  |
| 副所長 金融担当    | 片平 啓二  |
| 副所長 金融担当    | 岩切 陽一郎 |
| 副所長 中小企業診断士 | 平林 領   |
| 顧問 公認会計士    | 古屋 卓己  |
| 顧問 税理士      | 三浦 賢二  |
| 顧問 金融担当     | 斎藤 健   |
| 顧問 医療担当     | 清水 大輔  |
| 顧問 農学博士     | 中島 宏   |



YouTube



Facebook



Instagram



# 法定調書

## ◇提出調書と支払内容◇

〈提出期限〉  
令和8年  
2月2日(月)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和7年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様の種類(63種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載の令和7年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号、所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20第1項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

### 【令和7年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

#### ■所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

これらの改正に伴い、給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の様式が改正されます。

# 物価高対策を最優先 強い経済へ積極投資

総合  
経済対策

政府は、物価高対策などを盛り込んだ総合経済対策を決定しました。

経済対策では、「物価高への対応」「強い経済の実現」「防衛力と外交力の強化」の3つを柱としています。

国の一般会計からの支出は、17兆7000億円程度となり、昨年度の13兆9000億円を上回る水準です。これにガソリン税などの暫定税

## ●今後1年程度の家計負担 軽減額●

LP ガス使用世帯支援・水道料金減免など	1世帯あたり 1万円程度
お米券など食料品の支援	1人あたり 3000円程度
電気・ガス料金の補助 (本年1～3月)	1世帯あたり 7000円程度
ガソリン税暫定税率 廃止	1世帯あたり 1万2000円程度
児童手当で上乗せ措置	子ども1人あたり 2万円
「年収の壁」見直し	納税者1人あたり 2～4万円程度

率の廃止や、いわゆる「年収の壁」の見直しによる減税分などを合わせた規模は約21兆3000億円で、コロナ禍後で最大の経済対策となりました。

### ■物価高への対応■

経済対策の最優先課題が「物価高への対応」です。

物価高の影響を地域の実情に応じてきめ細かく対応するため、自治体が使途を柔軟に決められる「重点支援地方交付金」を拡充します。交付金全体としては2兆円を措置することとしています。

具体的には、自治体によるプレミアム商品券、お米券、食料品クーポンの発行などを想定しています。

電気・ガス料金への補助を本年1月からの3か月間実施します。特に寒さの厳しい、1月と2月は補助を手厚くします。

子育て世帯の支援策としては、児童手当に子ども1人あたり2万円を上乗せして支給します。

住宅の価格高騰対策では、長期固定型の住宅ローン「フラット35」の融資限度額の引き上げなどが盛り込まれました。

また、医療機関や介護施設などの経営を改善し、従業員の処遇を改善するための「支援パッケージ」を緊急で措置するとしています。

このほか、中・低所得者の負担軽減に向けて「給付付き税額控除」の制度設計に着手することが明記されました。

### ■今後1年の家計負担の軽減額■

今回の経済対策の効果として、政府は、今後1年程度の家計の負担軽減額を推計しました。

重点支援地方交付金では、LPガスの使用世帯への支援や水道料金の減免など自治体が行う施策によって1世帯あたり1万円程度、お米券など食料品の支援で1人あたり3000円程度が軽減されるとしています。

本年1月から3月までの電気・ガス料金の補助として1世帯あたり7000円程度、ガソリン税の暫定税率の廃止による負担減が1世帯あたり1万2000円程度と見込んでいます。いわゆる「年収の壁」の見直しに

よって納税者1人あたり2万円から4万円程度の負担減になるとしています。

### ■強い経済の実現■

第2の柱が「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」です。

経済安全保障の分野を中心に政府が先手を打って戦略的な投資を行うことで民間の投資も呼び込み、経済を活性化させることが狙いです。

このうち経済安全保障の強化に向けて、AI（人工知能）の開発を積極的に支援するほか、次世代半導体の量産に向けた技術開発や設備投資を重点的に支援するとしています。

### ■防衛力と外交力の強化■

第3の柱が「防衛力と外交力の強化」です。

外交・安全保障環境の変化への対応として、防衛費と関連経費を2027年度にGDPの2%とする目標について今年度中に前倒しして措置するとしています。

また、米国の関税措置への対応として、影響を受ける中小企業に対する政府系金融機関のセーフティネット貸付の金利を引き下げるほか、設備投資の後押しや新たな市場開拓に向けて補助金などによる支援を行うとしています。